

ロシアの森林と法
—新しい森林法典の制定をめぐる—

亀 田 進 久

- ① ロシアの森林は、南米アマゾンとともに「地球の肺」と並び称され、その面積は世界全体の20%、森林蓄積は25%を占める。森林の殆どは寒冷な風土に位置し、ここ20年間、針葉樹の伐採による森林劣化が進んでいるが、それは木材の違法伐採や多発する森林火災によっても促されている。森林で業を営む林産複合体は3万を越す企業から成り、その56%が赤字経営である。この林産複合体を復興させる措置の一つが、新森林法典の採択である。
- ② 旧ソ連が崩壊した後、新生ロシアでは1993年に「ロシア連邦森林基本法」が制定されたが、森林資源を共管する連邦中央と連邦構成主体の間で権限争い等が生じたため、1997年には「ロシア連邦森林法典」が制定された。しかし同法にも様々な法的不備があり、2002年ごろから新たな立法の準備が始まる。新森林法典案は2004年3月に初めて姿を見せるが、ロシア連邦議会で多くの問題点が指摘されることになる。
- ③ 新森林法典案とその施行法案は2005年2月に国家会議天然資源・利用委員会に提出され、同年4月22日に国家会議第1読会で採択され、2006年11月1日に第2読会、同年11月8日に第3読会で採択された後、11月24日には連邦会議で承認され、12月5日にはプーチン大統領が署名して、2007年1月1日に施行されることになった。
- ④ 新森林法典の成立には長い時間が必要であった。当初、それは森林ファンド（本文注を参照）の土地の民営化の可能性を含んでいたが、多くの反対にあって、99年を上限とする土地の貸借という考えに変更された。しかしそれに対する反発も強く、森林ファンドの土地の連邦所有制度が堅持され、貸借期間も現状の49年を上限とすることが定められた。
- ⑤ また、従来森林ファンドは第1グループから第3グループに区分されて管理されてきたが、保護林、開発林、予備林という新分類が導入され、森林の利用種別が大幅に拡大された。ここには、ロシア国内の木材加工産業の振興を図る意図も込められていた。こうした森林法典のポイントに則して、同法典等の概要について紹介する。
- ⑥ 新森林法典は基本法であり、それを根拠法として幾多の行政法が整備されることになる。連邦中央の行政法整備の動きと連邦構成主体の法整備の動きについて、その問題点も含めて概観する。また、2008年5～6月にロシア連邦政府の組織再編が行われ、天然資源省は天然資源・環境省になり、従来天然資源省の下部組織であった営林庁と動物・植物衛生監視庁が農業省に移管されることになった。その結果、天然資源・環境省は自然遺産、国立公園等特に保全すべき自然地域の監督を行うことになり、農業省がそれを除いた森林の管理に当たることになった。最後に、省庁別に見たロシアの森林管理スキームを図示する。

米国における軍事施設周辺の土地利用対策
—軍事能力維持と地域社会との調和を両立させる試み—

鈴木 滋

- ① 在日米軍基地問題は、米軍による基地活動と、地域社会の安全及び発展との調和という観点から、その解決が図られるべきであるが、なかでも基地周辺の土地利用問題は、今後重要な論点のひとつとなる可能性を秘めている。在日米軍基地は、その多くが住民の居住地域と近接する形で立地しており、土地利用対策の観点から、住民に対する基地活動の影響を検討することが望まれる。
- ② 米国本土では、軍事施設周辺での人口増加や土地開発、市街地化といった現象を「エンクローチメント」と呼んでいる。「エンクローチメント」は、軍事施設の価値を損なうとされているため、米軍と地方自治体は、施設の存続を目的として、共同の土地利用対策を推進している。対策の根底には、施設から周辺住民の生活空間を隔離することで、軍と地域社会の利害衝突を避けようという考え方がある。
- ③ 代表的な「エンクローチメント」対策には、「航空施設周辺適合利用地域」(AICUZ)がある。AICUZは、飛行場周辺に事故の危険性が高い地域や騒音コンター(境界線)を設定し、各地域について、望ましい土地利用のあり方を、軍が自治体に勧奨するものである。その特徴は、軍事能力維持と騒音被害軽減の両立を狙いとしている点にある。
- ④ AICUZとそれに基づく土地利用規制は、軍民共同の基地被害軽減策として、これまで一定の成果をあげてきている。特に、策定のプロセスが情報公開の原則に貫かれており、軍と地域社会の相互信頼を増進する効果をもたらしていることは、注目されるべき点といえるだろう。その一方で、AICUZは、ガイドラインであるため、実効性の欠如など、いくつかの問題点を抱えており、多くの課題に直面している。
- ⑤ 軍事施設を抱える地域社会には継続的な土地(住宅)開発要求があり、軍が望む土地利用規制としばしば矛盾を来す。AICUZに基づく土地利用対策は、こういった事態に必ずしも適切に対応できていない。ヴァージニア州やフロリダ州の海軍基地周辺では、軍が市街地化をコントロールできない状況が生まれている。
- ⑥ 在日米軍基地に対してAICUZを適用することは、当面、現実的な検討課題とはならないであろう。しかし、基地周辺での土地利用状況に関する情報の軍民共有や、米軍の土地利用対策に関する情報公開の促進など、米国本土での土地利用対策のベースとなっている考え方は、在日米軍基地についても研究の余地があると思われる。

EUの食品安全法制 —輸入食品規制を中心として—

樋 口 修

- ① EUの食品関係法は、品目毎に個別に制定された法令の集積として発展し、すべての食品・すべての事業者に適用される「一般食品法」は長く存在しなかった。このため、規制内容が複雑化し、かつ規制の及ばない空白が生じた。1996年のBSE（ウシ海綿状脳症）危機は、このEU食品関係法の欠陥を顕在化させるものであった。
- ② BSE危機の反省を踏まえて、2002年に採択された一般食品法規則（規則178/2002）により、EUの「一般食品法」が成立した。同法の下で、細かく複雑化した食品安全に関する規定の整理・調和・単純化が図られ、2006年1月1日の「衛生パッケージ」の施行により、食品安全法令が抜本的に改正され、新しいEU食品安全法制の体系が完成した。本稿の目的は、この新しいEU食品安全法制の概要を、特に輸入食品規制を中心に紹介することにある。
- ③ 現在のEU食品安全法制の体系は、一般食品法規則（規則178/2002）の傘の下で、「衛生パッケージ」を含む5本の規則を核として成立している。体系を構成するのは、すべての食品産業事業者に対して適用される一般食品衛生規則（規則852/2004）、動物起源食品を取扱う食品産業事業者に対して適用される動物起源食品特別衛生規則（規則853/2004）、一般の食品（及び飼料）を統制する所管官庁に対して適用される公的統制規則（規則882/2004）、動物起源食品を統制する所管官庁に対して適用される動物起源食品特別公的統制規則（規則854/2004）の「衛生パッケージ」4規則に、飼料事業者に対して適用される飼料衛生規則（規則183/2005）を加えた5規則である。この体系の下に、個別の品目に対する詳細な要件を定める法令が置かれている。
- ④ EU食品安全法制の特徴は、動物起源食品と非動物起源食品を区別し、前者に対してより厳しい規制を課している点にある。この点は、EUの基準と同等以上の食品安全基準を遵守することが要求されている輸入食品についても同様であり、動物起源食品の輸入には、輸出国・輸出施設の許可リストへの登載、国境検査所における獣医学的検査の受検が義務付けられているのに対し、非動物起源食品の輸入には、このような義務は課されていない。
- ⑤ 今日のEUは、27か国4億9000万人の人口を擁する巨大な単一市場に成長しており、その食品安全制度は、国際社会におけるデファクト・スタンダードとして機能する可能性が大きい。このため、EUの食品安全法制の内容を詳細に検討し、その展開動向を把握することが、我が国の食品安全政策を構築する上で、極めて重要な課題となっている。